

# 給水装置工事施行基準

令和5年4月

福岡市 水道局

## 目次

<b>第1章 総則</b>	1
1.1 本書の目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 給水装置の概要	2
1.3.1 給水装置の種別	2
1.3.2 給水装置工事の種類	2
1.3.3 給水の用途区分	3
1.3.4 給水装置工事の流れ	4
1.4 加入金、手数料等	5
<b>第2章 指定給水装置工事事業者</b>	9
2.1 指定給水装置工事事業者制度	9
2.2 事業運営の基準	10
2.3 指定の基準	14
2.4 指定の申請	16
2.5 指定の更新	17
2.6 変更の届出等	19
2.7 給水装置工事主任技術者の選任	20
2.8 指定の取消し	22
2.9 指定の停止	24
2.10 事業者証の取扱	25
2.11 給水装置工事主任技術者の役割と職務	26
<b>第3章 給水装置の構造および性能</b>	28
3.1 給水装置の構造および材質基準	28
3.2 給水装置材料の基準適合制度	30

3.2.1 給水管および給水用具に適用される性能基準.....	30
3.2.2 基準適合品の使用 .....	31
3.2.3 給水管および給水用具の性能基準適合証明ごと証明方法等.....	32
3.2.4 基準適合品の確認方法 .....	32
3.2.5 給水管の主な種類と特徴.....	36
3.2.6 給水用具の種類.....	37
3.2.7 給水装置の一部材料の指定等.....	40
3.2.8 指定給水装置工事材料等の標準仕様一覧.....	41
3.3 給水装置のシステム基準.....	43
3.3.1 配管工事後の耐圧試験 .....	43
3.3.2 水の汚染防止.....	43
3.3.3 水撃防止.....	44
3.3.4 浸食防止.....	45
3.3.5 クロスコネクションの禁止.....	46
3.3.6 逆流防止.....	47
3.3.7 凍結防止.....	50
<b>第4章 給水装置工事の手続き等.....</b>	<b>51</b>
4.1 給水装置工事の施行承認.....	51
4.1.1 施行承認の意義.....	51
4.1.2 施行承認を要する工事 .....	51
4.1.3 承認要件.....	52
4.1.4 埋設承諾.....	52
4.2 給水装置工事の届出 .....	53
4.2.1 提出書類.....	53
4.2.2 給水装置工事申請前の協議.....	53
4.2.3 配水管が布設されていない場合 .....	54
4.3 設計審査.....	56
4.4 工事変更等の取扱い .....	56
4.4.1 設計変更.....	56

4.4.2 工事届出の取消し .....	56
4.4.3 施行承認の保留 .....	57
4.5 開栓保留 .....	57
4.6 道路占用許可申請等諸届 .....	57
4.6.1 道路占用許可申請手続 .....	57
4.6.2 道路使用許可申請手續 .....	57
4.6.3 掘削工事の禁止期間 .....	58
4.6.4 道路工事届出書 .....	58
4.7 工事記録写真 .....	59
4.8 図面作成 .....	62
4.9 検査 .....	70
4.10 設計書等の保管 .....	70
4.11 給水装置工事の申込から通水（竣工）までの流れ .....	71

## 第5章 給水装置の計画 .....

5.1 給水装置の基本計画 .....	72
5.1.1 基本調査 .....	72
5.1.2 給水方式の決定 .....	74
5.2 計画使用水量の決定 .....	79
5.2.1 用語の定義 .....	79
5.2.2 計画使用水量の決定 .....	79
5.3 給水管の口径決定 .....	87
5.3.1 分岐の原則 .....	87
5.3.2 口径決定の手順 .....	88
5.3.3 損失水頭 .....	89
5.3.4 メータ一口径の決定 .....	92
5.3.5 メーターの減径 .....	93
5.3.6 直結直圧式の口径決定 .....	94
5.3.7 直結増圧式の口径決定 .....	102
5.3.8 貯水槽式の口径決定 .....	104

5.3.9 水道直結式スプリンクラーの計画	106
-----------------------	-----

## 第6章 給水装置工事の施行 ..... 108

6.1 配水管からの分岐以降の工事の施行	108
6.2 給水管の取出し	108
6.2.1 管理者への連絡調整	108
6.2.2 給水管の取出しにおける留意点	108
6.3 分岐の方法	109
6.4 給水管の埋設深さおよび占用位置	113
6.5 給水管の明示	113
6.6 止水器具の設置	115
6.7 給水管の配管および給水用具の設置	118
6.7.1 配水管分岐部からメーターまでの配管	118
6.7.2 敷地内の配管	119
6.7.3 各管種の接合方法	121
6.7.4 給水用具の設置	122
6.7.5 直結増圧式の設備	124
6.8 水道メーターの設置	126
6.8.1 水道メーターの設置基準	126
6.8.2 水道メーターの設置場所および位置	127
6.8.3 水道メーターの管理	131
6.8.4 水道メーターの種類	131
6.8.5 水道メーターの規格	132
6.8.6 水道メーターの性能	133
6.8.7 メーターボックス等の構造および寸法	133
6.9 貯水槽設備	137
6.9.1 配管設備の構造	137
6.9.2 貯水槽の構造	137
6.9.3 その他の設備	138

6.9.4 各戸検針料金徴収の取扱いを受ける場合	139
6.10 給水装置の更生工事	141
6.10.1 給水装置等における更生工事の取扱い	141
6.10.2 貯水槽装置以下装置の直結給水への切替えと更生工事の施工に関する取扱い	144
6.11 給水装置の撤去	148
6.12 土工事等	148
6.12.1 土工事	148
6.12.2 道路復旧工事	150
6.13 施工管理	157
6.14 検査	163
6.14.1 主任技術者による検査	163
6.14.2 管理者による検査	163
<b>第7章 維持管理</b>	<b>165</b>
7.1 維持管理	165
7.2 漏水の点検	167
7.3 給水用具の故障と修理	167
7.4 異常現象と対策	167
7.5 増圧設備の維持管理	170
7.6 貯水槽以下装置の管理	171
7.7 品確法と給水装置工事	171
7.8 瑕疵責任	172
<b>第8章 開発行為等における水道施設の整備</b>	<b>173</b>
<b>第9章 様式集</b>	<b>176</b>
<b>第10章 資料</b>	<b>271</b>